令和3年分 年末調整のしかた

年末調整に関する特設ページを掲載しています。

国税庁ホームページにおいて、年末調整に関する特設ページを掲載しています。 株計ページには、動画による年末調整の翌田、共業体験第中集まなどの名籍様式、従業員向は

特設ページには、動画による年末調整の説明、扶養控除等申告書などの各種様式、従業員向けの説明用 リーフレットなど年末調整の際に役立つ情報を掲載していますので、ご活用ください。

◎ 国税庁ホームページ:https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm

また、動画による説明は、YouTube にも掲載していますので、ご活用ください。

O YouTube : https://m.youtube.com/user/ntachannel

※ 国税庁ホームページ及び YouTube に掲載している各動画は、令和3年10月頃に最新版に更新いたします。



(特設ページ)



(YouTube)

年末調整でお困りのときは"ふたば"にご相談ください。



税務職員

年末調整に関する疑問は、国税庁ホームページからチャットボットの「税務職員ふたば」 にご相談ください。

年末調整の各種申告書の書き方や添付する書類に関することなど、主に従業員の方が各種申告書を作成する際にお問合せの多いご質問について、AIを活用して自動で回答します。 ※ 公開期間は令和3年10月頃から12月下旬までの予定です。





年末調整手続の電子化でバックオフィス業務が効率化!

年末調整手続の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等をデータで取得し、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などをデータで作成、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先にデータで提供し、
- ④ 勤務先において、提供されたデータを基に年税額を自動計算し、提供されたデータを保管するもので、保険料控除や配偶者 (特別) 控除の控除額の検算や控除証明書等のチェックが不要となるなど、バックオフィス業務が効率化されます。

また、国税庁では、年末調整手続において、従業員が控除証明書等データを用いて簡便・正確に控除申告書を作成することができる「年調ソフト」をパソコン・スマートフォンの公式アプリストアなどで無償提供していますので、ご活用ください。





年末調整に係る源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、

令和4年1月11日(火)(納期の特例の承認を受けている場合は、令和4年1月20日(木))です。

※ その他、給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限については、2ページを確認してください。



本年も、年末調整を行う時期となりました。

「年末調整」は、ご承知のとおり、給与の支払を受ける人の一人一人について、毎月(毎日)の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額(年税額)とを比べて、その過不足額を精算する手続で、給与の源泉徴収の総決算ともいうべきものです。

大部分の給与所得者は、この「年末調整」によってその年の所得税及び復興特別所得税の納税が完了し、改めて確定申告の手続をとる必要がないこととなるわけですから、この意味からも非常に大切な手続です。

年末調整は大事な手続です。 正しく行いましょう。

源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限について

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税及び復興特別所得税の納期限は、次の とおりです。

- 納期の特例の承認を受けていない場合 給料や報酬などを支払った月の翌月10日
- 納期の特例の承認を受けている場合(給与など特定の所得に限ります。)1月から6月までの分…7月10日7月から12月までの分…翌年の1月20日
- (注)1 納期限までに、e-Tax を利用するか又は「所得税徴収高計算書(納付書)」を添えて最寄りの金融機関若しくは所轄の税務署の窓口で忘れずに納付してください。
 - 2 上記の10日又は20日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる場合には、その休日明けの日が納期限となります。
 - 3 納期限までに納付がない場合には、加算税や延滞税を負担しなければならないことがあります。
 - 4 納付に当たっては、税務署からお知らせしている整理番号が所得税徴収高計算書(納付書)に印字(記載)されているかどうかを確認してください。
 - 5 納付する税額がない場合であっても、「本税」欄が「0」の所得税徴収高計算書(納付書)を所轄の税務署にe-Taxにより送信又は郵便若しくは信書便により送付又は提出してください。
- (※) この「年末調整のしかた」は、令和3年7月1日現在の所得税法等関係法令の規 定に基づいて作成してあります。

末調

変比昨

f		I
#	&	ッ
1		ク
豆豆	Α	ェック表

早

見

		欠

I 昨年と比べて変わった点4
1 税務関係書類における押印義務の改正…4
2 源泉徴収関係書類の電磁的提供に係る 改正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
3 e-Tax による申請等の拡充 4
Ⅱ 年末調整とは
1 年末調整を行う理由6
2 年末調整の対象となる人6
3 年末調整を行う時7
1 年末調整の手順8
2 各種控除額の確認9
2-1 扶養控除等(異動)申告書の 受理と内容の確認 ······9
2-2 基礎控除申告書、配偶者控除 等申告書及び所得金額調整控除 申告書の受理と内容の確認 ······· 17
2-3 保険料控除申告書の受理と内 容の確認 ·····22
2-4 (特定増改築等) 住宅借入金等 特別控除申告書の受理と内容の 確認 ······36
3 年税額の計算47
3-1 年末調整の対象となる給与と 徴収税額の集計 ······47
3-2 給与所得控除後の給与等の金 額(調整控除後)の計算 ········49
3-3 年調年税額を求めるまでの具 体的な計算の流れ 50
3-4 扶養控除額等の合計額の計算…51
3-5 課税給与所得金額の計算と算 出所得税額の計算 ·····52
3-6 年調年税額の計算53
4 過不足額の精算 54
5 税額の納付と所得税徴収高計算書 (納付書)の記載
6 年末調整後に給与の追加払や扶養親 族等の異動があった場合の再調整 · · · · · · · 66
Ⅳ 令和4年分の給与の源泉徴収事務67
1 令和4年から変わる事項67

退職所得課税の見直し …… 67

	2 実務上の留意事項	67
	2-1 扶養控除等(異動)申告書の 受理と内容の確認	67
	2-2 源泉徴収簿の作成	70
V	給与所得者の確定申告	71
	1 給与所得者が確定申告を必要とする 場合・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	71
	2 退職所得がある人の場合	71
	3 源泉徴収税額のある給与所得者で確 定申告をすればその源泉徴収税額が還 付される場合	72
VI	電子計算機等による年末調整	74
	E 3 H SF IM G (CO) O T STORAGE	•
		
	令和 3 年分の年末調整等のための給与 所得控除後の給与等の金額の表	76
\bigcirc	令和3年分の年末調整のための算出所	
i	得税額の速算表	85
\circ	〔参考〕令和3年分の配偶者控除額及び 配偶者特別控除額の一覧表 ··············	85
\bigcirc	〔参考〕令和3年分の基礎控除額の表 …	86
\circ	〔参考〕所得の種類・収入・必要経費 の範囲等	87
\bigcirc	令和3年分 年末調整チェック表	89
\bigcirc		
\bigcirc	給与所得者用情報 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(● 各種控除について(給与所得者用) …	
(● (参考文例)「年末調整を受ける際の注 意事項」	
(● 各種申告書の記載例	96
	年末調整手続の電子化に向けた取組に ついて	106
	「令和3年分の扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額の早見表」(116ページ)の使い方	114
	令和3年分の扶養控除額及び障害者等 の控除額の合計額の早見表	116